昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日にあたるときは、その翌日）

目次

◇告示
町及び字の区域の変更
換地計画の認可
換地処分をした旨の届出

告示

鳥取県告示第百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年二月十四日

鳥取県知事　石破　二朗

区域の変更に係る町及び字の名称		
町名	字名	区域
中野	登り立	同上の区域
	宮ノ下	中野字高倉二四の一の一部、二五の一部、二六の一部、二八の一の一部、三〇の一の一部、三三の一部、二九の区域、三五の一の一部、三四の二の一部、三七、三八の一、三八の二、三八の三、三八の四、三八の五、三八の六の区域、中野字宮ノ上五七の二、五七の一、二六の一、二七、二八の二、二九の区域、中野字登り立九の一、四〇内第一の区域及びこれらと一体をなす国有地
	才ノ前	中野字高倉三〇の一の一部、三〇の二の一部、三一の一の一部、中野字才ノ前一部、三一の二、三二、三三の一の区域、中野字才ノ前一部、三四の一の一部、三四の二の一部、三五の一の一部、三四の三、三六、三六の二の区域、悋谷字才ノ前三八の区域及びこれらと一体をなす国有地
	宮ノ上	中野字高倉一二八の一部、一三三の一部の区域及びこれらと一体をなす国有地
悋谷	才ノ前	中野字宮ノ上の区域のうち五二の一、五二の四、五三、五四の一、五七の二、五七の一二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
		悋谷字才ノ前の区域のうち三以外の区域
中野	日焼田	杉野字淵ノ上二四、二五、二六の一、二六の二、二六の三、二七の一、二七の四、二七の五の区域、杉野字椋ノ木七の一部、八の一部、九の一部、一〇の二の一部、一二の一部の区域、沢谷字京田九の一部、九三の一部、九四の一部、九五の一の一部、九六の二の一部、九六の四の区域、杉野字日焼田の区域

及びこれらと一体をなす国有地

杉野

椋ノ木

杉野字椋ノ木の区域のうち一の一、二、二の二、三の一、四の一、四の二、六の一、六の二、七の一、七の二、七の三、八、九、一〇の一、一〇の二、一一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

下前田

杉野字少田四九の一部、四九の二の一部、五〇の一部、五一の一部、五四の一部、七五の一部、七八の一部、八一の一の一部、七九の三の一部、七二、七二の一、七三、七六、七七、七七の三の区域、杉野字掛田五六次一の一部、五六の一部、五八の一の一部、五九の一部、五六の一部、五八の一の一部、五九の一部、七一の一部、五六次二、五六次三、五七、五八次一、五八、七一の一の区域及びこれらと一体をなす国有地

淵ノ上

杉野字淵ノ上の区域のうち二四、二五、二六の一、二六の二、二六の三、二七の一、二七の四、二七の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

掛田

杉野字前田七四の一部、七五の一部、杉野字掛田七六次一の一部、五六の一部、五八の一部、五九の一部、五六の一部、五六次二、五八次一、五八、七一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びにこれらと一体をなす国有地

少田

杉野字前田七八の一部、七九の一部、八一の一部、八一の一の一部、八一の二の一部、七九次八一の三、八七の五、八七の二、八七の四、八七の三、八七の一部、九一の一部、九三の一部、九三の二の一部、九四の二の一部、九四の二の一部、四九の一部、四九の二の一部、五〇の二部、五一の一部、四五の一部、四六の一部、四四の一部、四七の一部、四八の一部、五二の四の二、五四の三、五五の四、五五の四、五一内一、五三、五四の一、五一及びこれらと一体をなす国有地

前田

杉野字前田の区域のうち七二、七二の一、七三、七四、七五、七五の三、七六、七七、七七の三、七八、七九、七九次一、八一の一、八一の二、八一の三、八四、八五、八〇の二、八〇の四、八二、八三、八四の一、八四の二、八五、八六、八七、八七の二、八七の三、八七の四、八七の五、八八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

下戸石

杉野字スイメケ坪八九の一部、九一の一部、九三の一部、九三の二の一部、九四の二の一部、九〇、九四の三の区域

杉野字丁田一〇〇の一、一〇〇の二の区域

杉野字少田四四の一部、四五の一部、四六の一部、五二の一部の区域

杉野字竹花一〇一の一部、一〇二の二の一部、一〇四内一の一部、一〇四の一部の区域

杉野字戸石三七の一部、三八の一部、四〇の一部、四〇の一の一部、四二の一部、四三の一の一部、四三の二の区域

及びこれらと一体をなす国有地

上戸石

中野字平井手一の三の一部、三の一の一部、四の一部、一の一、一の二、二、三の二の区域

杉野字曲り目一二の一の一部、一二の一の一部、一〇二の二の一部、一〇四内一の一部、一〇四の二の一部、一〇二、一〇三の一、一〇三の二の区域

杉野字戸石三七の一部、三八の一部、四〇の一の一部、四〇の二の一部、四一の二の一部、四三の一の一部、三六、三九の区域

及びこれらと一体をなす国有地

上前田

杉野字前田八〇の四の一部、八二の一部、八四の一の一部、八四の二の一部、八五の一、八六、八七、八七の一の区域

杉野字スイメケ坪九三の一部の区域

杉野字丁田九五の一部、一〇三の一部の区域

杉野字板橋一一二の一部、一一七の三、一一七八の二、一七九の二の区域

杉野字屋敷通一一七の一部の区域

及びこれらと一体をなす国有地

屋敷通

杉野字前田八〇の四の一部、八二の一部、八三の一部、八四の一の一部、八四の二の一部、八五の二の一部の区域

杉野字屋敷通の区域のうち一七七の三、一七八の二、一七九の二以外の区域

及びこれらと一体をなす国有地

丁田

杉野字スイメケ坪九三の一部、九四内一の区域

杉野字竹花一〇〇六の一部の区域

杉野字丁田九五の一部、一〇五の一の一部の区域

九九の二、一〇〇の区域

及びこれらと一体をなす国有地

竹花

杉野字板橋一〇六の一部の区域

杉野字竹花一〇四の一部、一〇五の一の一部、一〇五の二の一部、一〇三内一の一部の区域

及びこれらと一体をなす国有地

00779

板橋	杉野字丁田九九の一の一部の区域 杉野字板橋の区域のうち一〇六の一部、一〇七の一部、一〇八の一部、一一二の一部、一一三の一部、一一八の一部、一一九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下高倉	杉野字板橋一〇六の一部、一〇七の一部、一〇八の一の一部、一一八の一部、一一九の一部、一一一の一部、一一二の一部、一一三の一部、一一三の二の区域及びこれらと一体をなす国有地
上高倉	杉野字高倉一二八の一部、一三二の一部、一三三の一部、一二九の一部、一三三内の一部の区域中野字高倉三一の一部の区域及びこれらと一体をなす国有地
曲り目	杉野字板橋一〇六の一部、一一九の一部、一〇五の二の一部の区域 杉野字竹花一〇三内の一部、一一二九の一部、一三一の一の一部、杉野字高倉一二八の一部、一二九の一部、一二五、一二五次一、一二六、一二七、一二四の一の区域、一三〇の区域、杉野字曲り目一二〇、一二一、一二三の区域中野字高倉二四の一の一部、二五の一部、二六の一部、二八の一の一部、三〇の一の一部の区域及びこれらと一体をなす国有地
樋ノ口	沢谷字下門田四五の一部、四六の一部、四三の一部、四四の一部、二二の一部、二五の一部の区域 沢谷字清水田四二の一部、沢谷字淵ノ上二〇の一部、一二の一部、一五の一部、一七の区域 福富字沢一六七の一部、一六八の一の一部、一六九の一部の区域 沢谷字樋ノ口の区域のうち一の一部、八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
清水田	沢谷字下門田四五の一部、四六の一部、五一の一部、五六の一部、五七内の一部、五七の四の一部、四七、四八の一、四八の三、四八の四、四九、五〇、五七内一の区域、沢谷字五反田六九の一部、七〇の一部、七一の一部、七二の一部の区域 沢谷字左田七四の一部、七五の一部、七六の一部、七七の一部、七八の一部、七九の一部、八〇の一部の区域 沢谷字清水田三〇の一部、三一の一部、三二の一部、三三の一部、三四の一部、三六の一部、三七の一部、三八の一部、三九の一部、四〇の一部、四一の一部、三二内一の一部、三三内一の区域 福富字才所一五の一部、一六六の一部の区域 福富字沢一六七八の一部の区域及びこれらと一体をなす国有地

下門田	沢谷字下門田五一の一部、五六の一部、五七内二の一部、五七の四の一部、五三の一部、五四の一部、五一、五三次一、五五の一、五七の三、五八、五八次一、五九、沢谷字五反田六三の一部、六四の一部、六五の一部、六九の一部、七〇の一部、七一の一部、七二の一部、七二の二の一部、六六、六七、六八、六九の一の区域 福富字才所一五七の一部の区域及びこれらと一体をなす国有地
左田	沢谷字五反田六四の一部、六五の一部、七三の一部の区域 沢谷字下田一一一八の一部、一〇二の一部、一〇〇四の一部、一〇〇、一〇〇内一部、一〇七の一部、九九の一部、九九の二の一部の区域 沢谷字左田七四の一部、七五の一部、七七の一部、八一の一の一部、七六、七八、七九、八〇の区域及びこれらと一体をなす国有地
京田	沢谷字五反田六三の一部、六四の一部の区域 沢谷字左田八八一の一部、八七の二の一部の区域 沢谷字京田八六、八七内一、八七の区域のうち九二の二部、九三の一部、九四の一部、九五の一部、九六の一部、九八の一部、九九の一部、九九の二の一部、九九の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 並びにこれらと一体をなす国有地
東田	沢谷字京田九六の二の一部、九七の一の一部、九八の一部の区域 沢谷字東田一〇〇二の一部、一〇〇五の一部、一〇〇七の一部、一〇〇八の一部、一〇〇九の一部、一〇〇の一部、一〇〇の一の区域 杉野字椋ノ木一の一部、二の一部、三の一部、八の一部、九の一部、一〇の一部、一〇の二の一部、一〇の一の区域及びこれらと一体をなす国有地
椋ノ木	杉野字椋ノ木一の一部、二の一部、三の一部、四の二の一部、七の一部、八の一部、二の二、四の一、六の一、六の二、七の二、七の三の区域及びこれらと一体をなす国有地
福富 四ノ坪	福富字下河原一五の五の一部、一五の六の一部の区域 福富字下神田二八の一部の区域 福富字五ノ坪七六の一部、七八の一部、八七の一部、八八の一部の区域 福富字上神田七四の一部の区域

	福富字四ノ坪の区域のうち一七の一部、一八、一九の一部、二一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、六反坪六四の一部、六一の一、六二の三、六二の四、六五の一、六六の一、六三の区域、福本字沢五七の一部、五九の一部、六〇の区域並びにこれらと一体をなす国有地
下神田	福富字上神田六〇の一部、六四の一部、六五の一部、六七の一部、六八内一の一部、六八内二の一部、六九の一部、六九次一の一部、七一の一部、七四の一部の区域のうち二八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、福本字沢五七の一部、五九の一部、四五、四五の一、四六、四七、五八の区域、福本字山ノ下の区域並びにこれらと一体をなす国有地
五ノ坪	福富字上神田七三の一部、七四の一部の区域、福富字五ノ坪の区域のうち七六の一部、七八の一部、八七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びにこれらと一体をなす国有地
上神田	福富字上神田の区域のうち六〇の一部、六四の一部、六五の一部、六六の一部、六八内一の一部、六八内二の一部、六九の一部、七一の一部、七三の一部、七四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
天王前	福富字袋尻一三六の一部、一三七の一部、一三八の一部、一三八次一の一部の区域、福富字天王前の区域のうち一一六の一部、一一七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びにこれらと一体をなす国有地
流レ田	福富字天王前一一六の一部、一一七の区域、福富字観音堂一九三の一部、一九四の一部、二〇二の一部、二〇二内一の一部、二〇三の区域、福富字流レ田の区域、福富字袋尻一四〇の一部の区域及びこれらと一体をなす国有地
袋尻	福富字沢一七六の一部、一七七の一部、一七九の一部、一七八の区域、福富字才所一四七の一部、一六〇の一部、一六四の一部、一四八、一四九、一五〇、一六二、一六三の一、一六三の二、一六四次一の区域、福富字袋尻一三六の一部、一三七の一部、一四二の一部、一四三、一四四、一四五、一四六、一四六次一の区域及びこれらと一体をなす国有地

才所	福富字沢一六七の一部、一七四の一部の区域、福富字才所一一五の一部、一一六〇の一部、一一五一、一六六の一部、一一五四次一、一五五、一五一、一五三、一五九、一六四の一部、一五四の二、一五四の一、一五五、一五六、一五九、一六五の区域、沢谷字下門田一五一の一部、五三の一部、五四の一部の区域及びこれらと一体をなす国有地
沢	福富字袋尻一三七の一部、一三八の一部、一三八次一の一部、福富字袋尻一四〇の一部、一四二の一部、福富字沢の区域のうち一六七の一部、一六八の一部、一六九の一部、一七四の一部、一七七の一部、一七八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びにこれらと一体をなす国有地
観音堂	福富字袋尻一四〇の一部の区域、福富字観音堂の区域のうち一九三の一部、一九四の一部、二〇二内一の一部、二〇三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、沢谷字樋ノ口一の一部、八の二の一部の区域並びにこれらと一体をなす国有地
八反坪	福本字八反坪の区域のうち六一の一、六一の二、六二の三、六二の四、六二の五、六二の六、六三、六四、六六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
沢	福本字沢の区域のうち四五、四五の一、四六、四七、五七、五八、五九、六〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
淵ノ上	沢谷字清水田三〇の一部、三一の一部、四二の一部、四三の一部、沢谷字下落一二〇の一部、一二二の一部、沢谷字淵ノ上一二〇の一部、二二の一部、一二五の一部、一二の区域のうち二〇の一部、二二の一部、一一、一二、一三、一五、一七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びにこれらと一体をなす国有地
下落	沢谷字清水田三〇の一部、三三の一部、三六の一部、三〇の二の区域、沢谷字左田七四の一部、沢谷字東田一一〇四の一部、一〇五の一部、一〇六の一部、一〇八、沢谷字下落一一〇の一部の区域、一二〇の一部、一二二の一部、一沢谷字八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、杉野字椋ノ木一の一部、四の二の一部の区域並びにこれらと一体をなす国有地
下河原	福富字下河原の区域のうち一五の三、一五の四、一五の五、一

福本　犬島	五の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福富字下河原一五の五の一部、一五の六の一部、一五の三、一五の四の区域 福富字四ノ坪一七の一部、一九の一部、二一の一部、一八の区域 福本字八反坪六四の一部の区域 福本字犬島の区域 及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第百七号

土地改良法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第九十四号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、北谷土地改良区から申請のあつた換地計画を昭和四十三年二月十日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十三年二月十四日

鳥取県知事　石破　二朗

鳥取県告示第百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市福本二百二十番一地北谷土地改良区から同土地改良区が行なう土地改良事業に係る倉吉市北谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年二月十四日

鳥取県知事　石破　二朗